平成２５年（フ）第３３３号
熊本市東区東京塚町１番22号　イーストヒル202号、前住所熊本市幸田２丁目７番50―205号
債務者　田中　敬子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６１号
熊本市中央区水前寺１丁目33番37―1101号
債務者　長谷川智久
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
岡山県津山市総社156番地４
債務者　熱田　義樹
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９２０号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘３棟1002号
債務者　岩田　充代
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４３号
熊本県菊池郡大津町大字杉水3403番地11　アーバニティ第７ハイツ107号
債務者　大塚　博幸
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３２号
大阪府枚方市出口２丁目29番１―203号
債務者　藤川　久美（旧姓安蒜）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４４号
大阪市西区土佐堀３丁目３番２―1104号
債務者　田中　貴浩
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３３号
大阪府枚方市長尾元町５丁目15番６―1306号
債務者　西田　麻美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９６号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番19号　ロイヤルレジデンス301号
債務者　川﨑　良子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３７３号
大阪市東住吉区西今川１丁目24番２号　喜多マンション305号
債務者　北薗　公敏
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６３号
大阪府高槻市北園町２番24号
債務者　立野　雅章
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７４号
大阪府東大阪市喜里川町13番18号
債務者　甲斐　和幸
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１０号
大阪府箕面市粟生間谷西１丁目６番４―104号
債務者　渡部　京子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５５号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目15番地の26
債務者　浦上　昭雄
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５６号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目15番地の26
債務者　浦上　米子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５８号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目５番48―301号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６４号
大阪府八尾市南本町６丁目５番27号
債務者　江﨑　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部